

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4節 航空機部分品等の免税	第4節 航空機部分品等の免税
(航空機部分品等の免税手続及び工場の承認手続等)	
4—1 法第4条《航空機部分品等の免税》の規定による航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品並びに航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する素材（以下本節において「航空機部分品等」という。）の免税手続及び工場の承認の手続等については、次による。	(航空機部分品等の免税手続及び工場の承認手続等) 4—1 法第4条《航空機部分品等の免税》の規定による航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品並びに航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する素材（以下本節において「航空機部分品等」という。）の免税手続及び工場の承認の手続等については、次による。
なお、「航空機」とは、 <u>関税定率法別表第88.02項のうち宇宙飛行体及び打上げ用ロケットを除くものとする。</u>	
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(免税輸入した航空機部分品等に係る帳簿の備付け)	(免税輸入した航空機部分品等に係る帳簿の備付け)
4—4 令第9条《帳簿の備付け》の規定により備え付けるべき帳簿（以下本項において「法定帳簿」という。）は、「減免税物品に関する帳簿」（P—1000）の様式によるものとし、その記載については、次による。ただし、 <u>既存の会社帳簿等で、令第9条第1項各号において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、上記の様式による帳簿の作成は要しないものとする。</u>	4—4 令第9条《帳簿の備付け》の規定により備え付けるべき帳簿（以下本項において「法定帳簿」という。）は、「減免税物品に関する帳簿」（P—1000）の様式によるものとし、その記載については、次による。
なお、 <u>これらの帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。</u>	なお、 <u>当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。</u>
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)